

聖籠町告示第二十四号

聖籠町意見提出手続実施要綱を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町意見提出手続実施要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、町の政策形成に当たり町民の意見等を聴取することにより、町政における公正の確保、透明性の向上及び町民の町政への参画促進並びに町民に信頼される町政の推進を図るため、町民が本町の政策等に対する意見を提出する手続（以下「町民意見提出手続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行う者及び団体並びに次条第一項の手続の対象となる事案に関し利害関係を有する者及び団体をいう。

二 町長等 町長その他の執行機関及び公営企業管理者をいう。

三 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、新潟県の条例、新潟県の執行機関の規則その他の規程、本町の条例、本町の執行機関の規則その他の規程をいう。

(対象)

第三条 町民意見提出手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

一 町政に関する基本的な方針を定める条例及び規則の制定又は改廃に係るもの

二 町の憲章又は宣言

三 町の基本的な施策に関する計画、指針等の決定又は重要な変更に係るもの

四 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃に係るもの

五 公共の用に供される施設の建設に係る計画（その利用が特定の地域の利用に限られるものを除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、町長等が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第四条 この告示は、前条各号のいずれかに該当するもののうち、次に掲げるものには、適用しない。

一 公益上、緊急を要し、町民意見提出手続を実施することが困難なもの

二 軽微な変更と認められるもの

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の請求を受けて議会に付議する条例

四 地方自治法第三百三十八条の四第三項の規定に

より設置する附属機関又は町長等が設置することに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の議を経て政策を定めようとする場合において、当該附属機関等が町民意見提出手続に準ずる手続を実施するもの

五 法令等により縦覧その他の方法で町民からの意見を聴取する手続等が定められているもの
（政策等の案の公表）

第五条 町長等は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、政策等の案を公表しなければならない。

2 町長等は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

一 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

二 政策等の案を附属機関等で審議した場合にあつては、その答申等の概要

三 前二号に掲げるもののほか、政策等の案の内容を説明するために必要な資料

3 町長等は、前二項の規定により公表する内容が相当量に及ぶときは、公表する内容の全部の閲覧方法を明示した上で該当内容の一部を省略して公表することができる。

（公表の方法）

第六条 前条の規定による公表は、町役場本庁、町民会館、保健福祉センターその他町長等が定める場所へ備え置くとともに、町のホームページに掲載する

ことにより行うものとする。

2 町長等は、前項に規定する公表を行うときは、町広報、ホームページその他の方法により広く町民にその旨を周知しなければならない。

（意見の提出）

第七条 町長等は、政策等の案を公表するときは、町民が意見を提出することができる三十日以上の期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由により三十日以上を設けることができない場合は、その理由を公表して、三十日を下回る期間とすることができる。

2 意見の提出は、次の方法により、町長等へ提出するものとする。

一 電子メール

二 ファクシミリ

三 郵便

四 窓口へ持参

五 その他町長等が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする町民は、原則として住所、氏名（団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び電話番号を明らかにしなければならない。（意思決定に当たつての意見の考慮等）

第八条 町長等は、町民意見提出手続を実施して政策等を定めた場合は、速やかに次に掲げる事項（聖籠町情報公開条例（平成十年聖籠町条例第三号）第六条に規定する非公開情報を除く。）を町広報、ホームページその他の方法により公表するものとする。

一 政策等の題名

二 町民意見提出手続を実施した期間

三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（町民意見提出手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

2 町長等は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号に掲げる提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。

3 町長等は、提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがある場合その他正当な理由がある場合は、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

（実施状況の公表）

第九条 町長等は、毎年一回、町民意見提出手続の実施状況を取りまとめ、町広報、ホームページその他の方法により公表するものとする。

（その他）

第十条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長等が別に定める。

附則

この告示は、平成二十四年四月一日から実施する。